

日の出町立中学校部活動の地域連携及び地域移行に関する協議会設置要綱

令和6年5月24日
教育委員会要綱告示第14号

(設置)

第1条 日の出町立中学校における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域連携及び地域移行について方針等協議するため、日の出町立中学校部活動の地域連携及び地域移行に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 部活動の地域連携及び地域移行に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で組織し、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱し、又は指名する。

- (1) 関係団体等が推薦する者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校関係者
- (4) 教育委員会事務局職員

2 委員の任期は、委嘱又は指名の日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 協議会には委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の過半数の出席によって成立する。

(意見聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 第3条第1項に掲げる委員には、予算の範囲内で別表に定めた謝礼を支払うものとする。ただし、公務で出席する者については除くものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第7条関係)

種 別	金 額
委員長及び委員	日額 2,000 円 (交通費含む。)